

民間企業の勤務条件制度等調査

【一般統計調査】

【実施機関】

人事院職員福祉局職員福祉課

【目的】

民間企業における労働条件、休業・休暇、福利厚生、退職管理及び災害補償法定外給付等の諸制度を調査し、公務員の勤務条件検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】

昭和 46 年に開始され、以後毎年実施されている。旧統計法(昭和 22 年法律第 18 号)下では「届出統計調査」として扱われてきたが、全部改正された新統計法(平成 19 年法律第 53 号)により、一般統計調査として扱われることになった。

【公表】

プレス、インターネット及び印刷物(調査実施年の翌年 9 月末予定)

【調査の構成】

1－民間企業の勤務条件制度等調査 調査票

1－民間企業の勤務条件制度等調査 調査票

【調査対象】

(地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属し、常勤の従業者数 50 人以上の民営企業 (抽出枠)職種別民間給与実態調査対象企業名簿

【調査方法】

(選定)無作為抽出 (客体数)6,413/37,049 (配布)郵送・職員 (収集)郵送・職員 (記入)併用 (把握時)毎年 10 月 1 日現在 (系統)人事院一報告者

【周期・期日】

(周期)年 (実施期日)毎年 10 月 1 日～同年 11 月 20 日(平成 24 年調査は、平成 24 年 10 月 11 日～同年 11 月 30 日とする)

【調査事項】

1. 基本属性(1)企業全体の常勤従業者数、(2)主な事業内容、ア.労働基準法第 36 条に基づく協定によって延長できる労働時間、イ.社宅の状況等(1)社宅の保有の有無、転勤の有無等、(2)社宅の保有割合、世帯用社宅の使用料及び世帯用社宅の入居要件等、ウ.夏季休暇制度、エ.正社員以外の有期雇用従業員の年次有給休暇制度、オ.業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度、カ.従業員の退職管理等の状況(1)定年制の状況、(2)定年制の今後の変更予定、(3)継続雇用制度の状況、(4)退職給付制度の状況

(平成 25 年 11 月更新、総務省統計局「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」：平成 24 年 10 月 2 日)